

奈良県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十八年九月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
住宅型有料老人ホームなら八条一番館	奈良市八条五丁目四三七―一〇
介護付有料老人ホームなら八条二番館	奈良市八条五丁目四八九―一
介護老人保健施設桜の里	奈良市八条五丁目四三七―一〇